

006Gccu9

43/114



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書 No. 2
【根拠条文】	法第27条の25 第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	弁護士 増田 健一
【住所又は本店所在地】(3)	東京都港区六本木一丁目6-7 三井カードセンター アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】(4)	平成17年12月28日
【提出日】	平成18年1月6日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】(5)	その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	ラオックス株式会社
会社コード	8202
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都千代田区神田須田町二丁目19番地4

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ポイント・フィフティ・ワン・エルティーン・ディー(Point Fifty One Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、ウグランドハウス、エムアンドシーコーポレートサービスリミテッド、私書箱309GT
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成16年9月20日
代表者氏名	マーク ワンレス (Mark Wanless)
代表者役職	代表取締役 (Representative Director)
事業内容	証券投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 酒井 玄
電話番号	03-6888-5808

(2)【保有目的】(9)

純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	0		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 0	N	0
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年12月28日現在)	S 68,642,288
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	10.94

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 (短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成17年12月28日	普通株券	1,184,000株	処分	センテニアル・シ オー・エルティーデー (Centennial Co., Ltd.)	410円
平成17年12月28日	普通株券	6,327,000株	処分	アテナ・シーオー・ エルティーディー	410円

				(Athena Co., Ltd.)	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

② 【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】(14)

1【共同保有者／1】(15)

(1)【共同保有者の概要】(16)

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジ・アルテミス・シーオー・エルティーディー(The Artemis Co. Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、ウグランドハウス、エムアンドシーコーポレートサービスリミテッド、私書箱309GT
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成16年9月20日
代表者氏名	コリン ボーマン (Colin Borman)
代表者役職	代表取締役 (Representative Director)
事業内容	証券投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 酒井 玄
電話番号	03-6888-5808

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	0		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 0	N	0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+0-P)	Q 0		

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R
---------------------------------------	---

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月28日現在)	S	68,642,288
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.00	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.79	

2【共同保有者/2】(15)

(1)【共同保有者の概要】(16)

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	オーロラ・グリーン・カンパニー・リミテッド(Aurora Green Company Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、ウグランドハウス、エムアンドシーコーポレートサービスリミテッド、私書箱309GT
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成16年9月20日
代表者氏名	スティーブン ウィルダースピン(Steven Wilderspin)
代表者役職	代表取締役(Representative Director)
事業内容	証券投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 酒井 玄
電話番号	03-6888-5808

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	0		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 0	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年12月28日現在)	S 68,642,288
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	10.43

3 【共同保有者／3】 (15)

(1) 【共同保有者の概要】 (16)

① 【共同保有者】

個人・法人の別	法人 (有限会社)
氏名又は名称	オックスフォード有限会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目13番5号赤坂エイトワンビル
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年1月29日
代表者氏名	松木 伸男
代表者役職	取締役
事業内容	証券投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 酒井 玄
電話番号	03-6888-5808

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	15,667,000		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 15,667,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 15,667,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年12月28日現在)	S	68,642,288
上記提出者の 株券等保有割合 (%) ($Q/(R+S) \times 100$)		22.82
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		22.82

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

ポイント・フィフティ・ワン・エルティーンディー(Point Fifty One Ltd.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	0		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) ($M+N+O-P$)	Q	0	
保有潜在株式の数 ($A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L$)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年12月28日現在)	S	68,642,288
上記提出者の 株券等保有割合 (%) ($Q/(R+S) \times 100$)		0.00

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	50.99
-----------------------------	-------

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Point Fifty One Ltd. with its principal office at c/o M&C Corporate Services Limited PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Kenichi Masuda, Yuka Sogabe and Gen Sakai, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Large Shareholding Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Large Shareholding Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association;
3. To prepare, execute, file and prosecute the Notification concerning Acquisition of Shares and any amendments, supplements or changes thereto relating to the Company's acquisition of shares issued by the Issuing Companies with the Government of Japan pursuant to the Foreign Exchange & Foreign Trade Law of Japan;
4. To prepare and file with the appropriate ministries or agencies of the Government of Japan any reports, notices, communications and other documents required by law to be filed in connection with the said report and notification;
5. To receive from officials, appropriate ministries or agencies of the Government of Japan any and all notices, orders, communications and other documents addressed to the Company pertaining to said report and notification;
6. To do any and all things and perform any and all acts necessary or desirable in connection with the above; and
7. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

This Power of Attorney shall terminate on 30 January 2006.

This Power of Attorney shall be construed in accordance with and governed by the laws of the Cayman Islands.

IN WITNESS WHEREOF this Power of Attorney has been executed as a deed by the Company this 29 day of December 2005.

EXECUTED AS A DEED

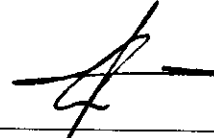
on behalf of

Point Fifty One Ltd.

by: Tun Win

ALTERNATE DIRECTOR

)
)



)
)
)
)
)
)
)
)

[Signature]

in the presence of:

Witness *C M. Roberts*
C M. ROBERTS

(訳文)

委任状

ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、ウグランドハウス、エムアンドシーコーポレートサービスズリミテッド、私書箱 309GT に住所を有するポイント・フィフティ・ワン・エルティーディー（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士増田健一、曾我部由佳および酒井玄を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「大量保有報告書」という。）を作成、捺印し、またそれらの訂正または変更報告書を、関東財務局長に提出すること。
2. 大量保有報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 当社による発行会社の株式の取得に関し、外国為替及び外国貿易法に基づく株式の取得に関する報告書を作成、捺印し、またそれらの訂正又は変更報告書を、日本の政府機関に提出すること。
4. 上記の報告書に関連して法により提出が要求されている報告書、通知、通信およびその他の書類を作成し、署名しさらに日本の関係官庁および政府機関に対し届け出ること。
5. 日本政府の官僚または政府機関から、上記報告書に関して当社に宛てたすべての通知、命令、通信およびその他の書類を受領すること。
6. 本書において授与された前記代理権の行使に必要なまたは付随的なすべての行為をなすこと。
7. 前記代理権の全部又は一部を第三者または第三者に指名されたものに対して、委譲すること。

本委任状の有効期限は 2006 年 1 月 30 日までとする。

本委任状は、ケイマン諸島法に準拠し、同法に基づき解釈される。

上記の証として、当社は、2005 年 12 月 29 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

ポイント・フィフティ・ワン・エルティーディーを代表してチュン・ウィンが、証人の前で下記に署名した。

(署名)

氏名： チュン・ウィン
役職： 取締役

(署名)

証人： シアラン・オー・ドリスコル